

## 基調報告

皆さまをはじめ、一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟を中心した実行委員会の力強いご支援により、第 31 回ろう教育を考える全国討論集会在、上毛三山などの山々の豊かな自然、多くの温泉に恵まれた群馬・高崎市にて開催されるにあたり、基調報告をさせていただきます。

きこえない・きこえにくい子どもたちの教育は、1878 年設立の京都盲啞院から始まり、手話言語による教育が確立されました。その後、1880 年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。それを受けて、我が国のろう教育では口話法が用いられるようになり、1933 年にはろう学校での手話言語の使用が事実上禁止となりました。これにより、きこえない子どもたちは口話法を押し付けられることになり、きこえない子どもたちの尊厳は著しく傷つけられた時代がありました。私たちの運動により、学校教育の現場では、再び手話言語による教育が広がってきています。

2019 年 3 月に厚生労働省と文部科学省による「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく体制を各都道府県それぞれの実態を踏まえて整備するという具体的な取り組みとして、2019 年 6 月に「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトの報告」がまとまりました。また、2019 年 4 月に自由民主党による「難聴対策推進議員連盟」が立ち上げ、2019 年 6 月に「新生児期・小児期に関する難聴対策提言」がまとまりました。私たちは、短期間で早い動きの中、一人ひとりのきこえない・きこえにくい子どもが生きていく上で、乳幼児期・小児期に手話言語を獲得することは不可欠であること、きこえない・きこえにくい子どもたちのアイデンティティを確立すること、医療・療育・教育・福祉・行政などと連携し、人工内耳を含む、きこえない・きこえにくい子どもたちに対する支援体制の確立するために、全日本ろうあ連盟からは、第 67 回全国ろうあ者大会において採決された特別決議とろう教育を考える全国協議会も緊急声明を配布しました。

2006 年に国連総会で障害者権利条約が採択されました。言語の定義には手話言語が含まれ、教育においても手話言語を習得することなどが規定されています。第 24 条（教育）は、きこえない・きこえにくい子どもに対する教育において、手話言語の奨励と促進に肯定的かつ積極的に取り組むことが重要であると謳われています。きこえない・きこえにくい子どもたちにとっては、乳幼児期・小児期からの手話言語の早期獲得が言語発達に不可欠です。手話言語によって、きこえる子どもと同等の言語発達が見込まれます。

最近、人工内耳の技術進歩が進み、ろう教育の現場では人工内耳装用児の増加のため、一人ひとりの対応の幅が格段に広がり、教職員の対応の課題も多岐にわたっています。全日本ろうあ連盟が公表した「人工内耳に対する見解」では、医療・療育・教育・福祉・行政などと連携し、人工内耳を含む、きこえない・きこえにくい子どもたちに対する支援体制の確立が必要です。ろう教育を考える全国協議会としても、全日本ろうあ連盟とともに取り組んでいきたいと思ひます。

文部科学省では「特別支援学校学習指導要領の改訂」があり、学校等における指導方法・内容の充実として「①手話等を積極的に使うこと」、「②手話等のコミュニケーション能力を伸ばすこと」が明記されました。手話を音声言語と対等の言語として位置づけ、乳幼児期・小児期からの手話言語の獲得とその活用を保障されることは重要であります。また、手話言語条例においても、ろう学校における教職員や保護者を含めた手話言語習得の機会の確保を明記し、施策として行っている自治体も見られます。特に、2017年3月に成立した大阪府の手話言語条例ではろう児の手話言語の獲得を条文で明記し、現在その実践として「こめっこ」が運営されています。このような取り組みを全国的に広がっていくこと、早期教育支援の具体的な取り組みが必要と考えます。

全日本ろうあ連盟が全国の仲間たちと一緒に「手話はいのち」「手話は生きる力」という思ひを掲げ、地域のろう協会などの積極的な要望、署名運動や「手話言語フォーラム」開催などの取り組み、また「手話言語法」制定推進運動による手話言語、きこえない・きこえにくい人への理解の広まりにより、手話言語条例を制定する自治体が飛躍的に増え、2019年7月5日現在で279自治体が手話言語条例を成立・施行しました。さらに手話言語条例を検討している自治体も増えつつあります。手話言語法の制定に向けた大きな結末であり、一般財団法人全日本ろうあ連盟とともに運動を続けていきたいと思ひます。また、9月23日に「手話言語の国際デー」と定めていることから、国際レベルで手話言語が音声言語と対等であることを認め、きこえない・きこえにくい人の人権が完全に保障されることを啓発するものです。ろう教育などの現場においても、いつでもどこでもだれでも自由に情報を受け取ったり発信したり、コミュニケーション方法や手段を自らの意思で自由に選択できる社会となるよう、「手話言語の国際デー」の普及・啓発が重要と考えます。

今後のろう教育がどのように展開されているのか、ここぐんまの地で語り、学び合った私たちが、ろう教育のより良い未来を作るため、子どもたちの生き生きとした今と豊かな未来のために、それぞれの地域や学校において、当事者を中心としたさまざまな関係者、仲間とともに語り合い、そして行動をしていきましょう。

ろう教育を考える全国討論集会在31年も重ねて来た歴史の中で、障害者権利条約の批准をはじめとする「言語としての手話」を確立していく環境整備が進められていることは大きな意

義であり、今後のろう教育の充実につながると確信します。

ろう教育を考える全国協議会として、新たに出版した「子どもとママと担当者と3年5か月の軌跡 - 「ゆう」くん、「とも」くんの記録をとおして- 」の書籍は、0歳から3歳を超えるまでのエピソード記録集として、我が子（乳児、幼児）と向き合う母親のまなざしとそれへの支援者からのコメントをご自分の環境に重ねながら、乳児や幼児との向き合い方、コミュニケーションのあり方に思いを巡らしていただきたいと思います。また、「学校の手話」は、学校での手話言語の普及を図るために、教育現場の教職員・保護者・生徒たちが手話言語を習得していただく大切な取り組みです。私たちは「分かることば、分かる授業、仲間との自由な会話」が子どもたちの豊かな成長に欠かせないと考えています。まさに、ろう教育を考える全国協議会が、ろう教育を発展させる役割を果たしていることを自覚し、仲間の輪を広げていきたいと思ひます。

ろう教育を考える全国協議会には、近畿ろう連盟、聴覚障害者教育支援 NPO 法人言葉の森くるめが新たに加入し、24 団体となりました。未加入の団体も是非ろう教育を考える全国協議会に加入をお願いしまして、基調報告とさせていただきます。

2019年8月3日

特定非営利活動法人ろう教育を考える全国協議会